

フィナンシェ製造事業者募集要項

1 事業概要

本町では、株式会社ぐるなびと、食を通じて地域の魅力向上や地域経済の活性化等、地方圏へのひとの流れを創出することを目的とする連携協定を令和4年4月15日（金）に締結し、地域活性化起業人として1名が派遣されている。その活動を通じて令和5年には、西ノ島町の新たな食の魅力創出の為、ぐるなびが運営する日本最大級の料理人コンペティションで優秀な賞をおさめたシェフにより、サザエの肝フィナンシェがメニュー開発された。このフィナンシェを、西ノ島町の地産地消の新たなお土産として町民や観光客に楽しんでいただく為、販売を目指す事業である。

2 申込期限

令和6年6月28日（金）午後5時

3 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ア 西ノ島町内に住所を有する者、または事業所の所在地が西ノ島町内であること。
- イ 菓子製造業を取得していること。
- ウ フィナンシェの製造、販売を円滑に行えること（保健所からの指導があった場合はその指導事項を遵守できること）。
- エ 令和7年度中に商品を販売開始でき、継続して販売する意向があること。
- オ 営業中の行政処分を過去3年以内に受けていないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- キ 町税等を滞納している者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(2) 費用負担

ア 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。

イ フィナンシェ型を含む調理器具等の備品購入に関しては、上限を3万円迄とし事務局負担で購入可能とする。

4 実施内容

下記が実施内容だが、詳細については別紙「フィナンシェ商品化事業概要」(PDF)参照

実施内容	実施者	実施時期	備考
必要備品購入	製造事業者	9~10月	3万円(税抜)まで事務局負担
レシピ考案	シェフ	5~12月	製造事業者と試作しながら微調整
試作検討会	シェフ、 製造事業者	10月	シェフが来島し、製造事業者と一緒に試作を行う
ネーミング、キャッチコピー、ロゴ制作	デザイン会社	5~12月	最終候補を製造事業者、シェフ、町と協議の上で決定
検体検査	(株)ぐるなび	1月	

5 募集事業者数

1事業者

6 公募スケジュール

応募開始日：令和6年6月7日
応募締切日：令和6年6月28日17時迄
選考期間：令和6年7月8日~19日
事業者決定：令和6年7月22日(予定)
事業者契約：令和6年8月

7 留意事項

- ・本事業は、事業者による開発、販売を支援するものであり、販路や売り上げを確約するものではない。
- ・本事業により開発した商品については、事業者により継続して販売することが可能。また、継続的なPRへの協力をする事。
- ・町では、販路開拓等についての支援を実施しますが、各事業者間での契約等については関与しない。
- ・本事業で使用するレシピは西ノ島町に帰属する。
- ・製造にかかわる関係者以外に公開してはいけない。

- ・採用事業者は、レシピについての秘密保持契約を町と結ぶこと。
- ・本事業ではパッケージ制作におけるサポート、補助は実施しない。
- ・本事業は、令和6年度の事業であり、令和7年度以降についての補助等は今のところ予定されていない。

8 提出書類

- ・参加を希望する者は、応募の際以下の書類を提出すること。

ア 参加申込書

イ 菓子製造業許可証のコピー

ウ 保有調理機材リスト

エ 年間販売実績表

オ 町税の納税証明書のコピー

9 応募方法

(1) 参加を希望する者は参加申込書に必要事項を記入し、その他提出書類を準備の上西ノ島町役場 産業振興課 フィナンシェ商品化事業事務局 宛てに提出すること。(メール、郵送も可)

申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、役場産業振興課窓口でも配布を行う。

<申込書の提出先>

西ノ島町役場 産業振興課 フィナンシェ商品化事業事務局

住 所：〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町美田600-4

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

電 話：08514-6-1220

(2) 応募事業者に対しては、事業の詳細について個別に説明・面談を実施する。

(3) 応募者多数の場合は、町による審査で決定する。